

通航標識を設置しています。

左記の通航方法制限区域には、現地に所定の通航標識が設置されています。

制限・禁止事項	標識	具体的な内容
(1) 速度制限 (徐行・減速)		操縦性が失われない程度に速度を減速すること。
(2) 非動力船の 通航制限		手こぎボートやカヌー、ウインドサーフィンなどの非動力船が蛇行するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めること。
(3) 急発進・急加速・ 急回転の禁止		水上オートバイやモーターボートなどの動力船が急発進、急加速、急回転するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めること。
(4) 追越し禁止		船舶等の追越しを禁止すること。
(5) 回転禁止		船舶等の回転を禁止すること。
(6) すれ違い禁止		船舶等のすれ違いを禁止すること。
(7) 船舶の原則 進入禁止		船舶等の進入を禁止すること。

※上記の本標識のほか、補助標識として区域の指定範囲、船幅の制限、上空制限などを示す標識を設置

通航標識の設置状況



信濃川(信濃川水門、新潟市中央区関南地先)



阿賀野川(右岸0.3km付近、新潟市北区松浜地先)